



第63回 川崎支部総会開催

日 時 平成30年5月15日(火)
午後4時30分～午後6時50分

場 所 ホテル KSP
現在会員数 95名
出席会員数 51名
委任状提出者 30名
決議数 81票(有効)

以下次第により総会は運営された。

1. 閉会の辞(阿部光男副支部長)
2. 支部長挨拶
3. 来賓紹介
横浜地方法務局川崎支局 杉原正之 支局長
横浜地方法務局麻生出張所 大用信夫 所長
神奈川県土地家屋調査士会 鈴木貴志 会長
4. 来賓祝辞
5. 新入会員紹介
6. 正副議長選出
(議長 林健二会員 副議長 佐久間輝郎会員)
7. 記録者・議事録署名人選出
(記録者 田代喜美子会員・臼井伶衣会員)
(署名人 高橋肇会員・黒川貴行会員)
8. 議 事
第1号議案 平成29年度事業報告承認の件
第2号議案 平成29年度決算報告承認の件
第3号議案 監査報告
第4号議案
川崎支部運営費規定内規改訂承認の件
第5号議案
平成30年度事業計画(案)承認の件
第6号議案 平成30年度予算(案)承認の件
9. 本会並びに同好会報告
10. その他

11. 閉会の辞(阿部光男副支部長)

閉会后懇親会が盛大に開催されました。



第1回 支部役員会

日 時 平成30年4月19日(水)
午後6時30分～午後9時
場 所 川崎市総合自治会館
出席者 21名

議 題

1. 支部総会の件
2. 平成30年度事業計画及び予算案の件
3. その他

第2回 支部役員会

日 時 平成30年5月31日(木)
午後6時30分～午後9時
場 所 川崎市総合自治会館
出席者 21名

議 題

1. 支部同好会旅行の件
2. 平成30年度事業計画に関する件
3. その他

第3回 支部役員会

日 時 平成30年8月29日(水)
午後6時30分～午後9時
場 所 川崎市総合自治会館
出席者 22名

議 題

1. 支部同好会旅行の件(報告)
2. 麻生区・幸区区民際開催の件
3. 八土業合同無料相談会開催の件
4. 向の岡工業高校出前授業の件
5. 支部研修会の件
6. その他



支部旅行



日時 平成30年6月17日(日)

場所 湯河原

参加者 37名

今年度の川崎支部同好会旅行は6月17日(日)1泊で、湯河原に行ってきました。

釣り同好会は「五日釣り」、観光同好会はガイドをお願いしての「ぶらり湯河原(名所巡り)」。五日釣りは、福浦港から釣り船に乗りました。色々な種類の魚が釣れて楽しかったそうです。

ぶらり湯河原は、ボランティアのガイドさんと共に不動滝を出発し藤木川の渓流沿いを万葉公園まで散策しました。途中で立ち寄った町立湯河原美術館は、夏目漱石が執筆のために宿泊した元旅館を改装し建てられたものだそうです。藤木川沿いの源泉橋、湯河原町の温泉管理システムを見学し、万葉公園では湯河原の地で静養した東郷平八郎伯爵の感謝の意が綴られた石碑を見て散策を締めくくりました。何度も訪れた湯河原ですが、その歴史に触れるとまた違った趣があり、想像していたより楽しいものでした。

また、麻雀大会は昼の部、夜の部ともに盛り上がり、特に宴会後に行った夜の部は大勢に参加いただきました。

宿のニューウエルシティ湯河原では素晴らしい温泉につかり、宴会では林副支部長の調査士のプレートを使った余興も飛び出し、大いに盛り上がった旅でした。



編集後記

今回の号が発行されたことにより、残すところあと1回『しぶだより』を発行すれば、晴れてお役目ごめんと相成りました。

これもひとえに、ご協力くださいました皆様のおかげと感謝し結びの挨拶とさせていただきます。



発行者 神奈川県土地家屋調査士会 川崎支部長 有野 拓美

着任のあいさつ

横浜地方務局 麻生出張所長

大用 信夫

神奈川県土地家屋調査士会川崎支部会員の皆様には、日頃から登記行政の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本年4月1日付けで、新潟地方務局から麻生出張所に転任してまいりました大用信夫(おおよのぶお)と申します。どうぞよろしくお願いたします。新潟局から転任しましたが、もともと横浜局で勤務していましたので、見たことあるなと思われる調査士さんもいらっしゃるのではないかと思います。

さて、近時、いわゆる所有者不明土地問題が取り上げられ、平成27年度以降、各種検討会等においてその対応が検討・議論されてきたところです。政府は、所有者不明土地問題の解消に向けた各種の方策を昨年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2017」等を重要施策として掲げ、対応を進めてきたところですが、本年6月15日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2018」等においても、不動産登記に関して、相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組みの検討や、変則的な登記の解消を図るため、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指すとともに、必要な体制を速やかに整備することなど、相続登記の促進に向け総合的に取り組むことが具体的に示されており、法務局に対する国民の期待は非常に高いといえると思います。

このような中、「法定相続情報証明制度」が昨年5月から運用を開始し、着実にその利用件数を伸ばしております。

また、長期相続登記未了土地の解消方策を盛り込んだ「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が、本年6月6日に成立し、長期相続登記未了土地解消作業として、対象地域の選定、調査委託の調達、法定相続人情報の審査、登記記録への記録、法定相続人への通知等が見込まれています。

このほか、本年7月6日に「法務局における遺言書の保管等に関する法律案」が成立しました。この法律は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するため、法務局において自筆証書遺言に係る保管及び情報の管理を行う制度を創設するとともに、当該遺言書について、家庭裁判所の検認を要しないこと等とするものです。

社会情勢の変化に伴い、法務局においても新たな施策等が開始されていますが、土地家屋調査士の皆様にも関心を持っていただき、御協力いただけたところは御協力いただいたと思います。

法務局の重要取組として、土地家屋調査士会川崎支部定時総会の席でもお願いいたしました「オンライン登記申請の利用促進」について、再度のお願いになります。

横浜地方務局では、従来からオンライン申請等利用促進プロジェクトチームを設置し、土地家屋調査士会や司法書士会と連携して、オンライン登記申請の更なる利用率の向上を図っています。

本年9月における横浜地方務局全体でのオンライン申請率は52.1%全国平均の57.6%から大きく遅れをとっています。麻生出張所におけるオンライン申請率は55.17%ですが、それでも全国平均を下回っています。

平成31年度末から提供が開始される次期登記情報システムでは、事件処理を迅速に行うための機能が付加される予定となっており、この機能を最大限発揮させるためには、申請内容のデジタル化が必須となっております。

土地家屋調査士会を通じて、また、個別にオンライン申請の利用促進についてお願いすることもあると思いますが、御協力をお願いいたします。

結びに、神奈川県土地家屋調査士会川崎支部のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝、御活躍を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。